

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏名 エコシステム花岡株式会社

代表取締役 笹本 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和6年3月18日

許可の有効年月日 令和11年3月17日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

その他施設による中間処理

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

ア 特定有害産業廃棄物（汚泥に限る。含まれる有害物質については別記1のとおりとする。）

以上1品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 大館市花岡町字大森山下65-1

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記2のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年3月18日 新規許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

その他に係るもの

ア 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：許可物質 - 印：対象外)

廃棄物名	有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		-	-	-	-	○	-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-	○	-	-	-
鉛又はその化合物		-	-	-	-	○	-	-	-
有機燐化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	-	○	-	-	-
砒素又はその化合物		-	-	-	-	○	-	-	-
シアン化合物		-	-	-	-	○	-	-	-
PCB		-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン		-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素		-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1, 3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム		-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-	-	○	-	-	-
ダイオキシン類		-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-	-	-



別記2

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
薬剤混練施設 (特定有害産業廃棄物(汚泥に限る。)) (令和6年1月30日設置) (許可番号 許可対象外)	480 t / 日	1	大館市花岡町字大森山下65-1

エコシステム花岡株式会社
代表取締役 笹本 直人 様

秋田県大館保健所長 相澤 寛
(公印省略)

特別管理産業廃棄物処分業の許可について (通知)

令和6年2月15日付けで申請のありましたこのことについて、別添のとおり許可しましたが、業務の遂行にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の5第1項第2号から第4号の規定による処分基準を遵守するとともに、特に次の事項に留意し適切な運営をしてください。

- 1 取り扱う特別管理産業廃棄物は、許可証の「事業の範囲」を遵守してください。
(「無許可変更」は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科)
- 2 特別管理産業廃棄物の委託は委託基準に従って行ってください。
(「委託基準違反」は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又はこの併科)
- 3 特別管理産業廃棄物は適正に処理してください。
(「産業廃棄物の投棄禁止違反」は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科、法人の場合は、3億円以下の罰金)
- 4 自己の名義で他人に処分を業として行わせてはいけません。
(「名義貸しの禁止違反」は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科)
- 5 取り扱う特別管理産業廃棄物の処理に関する帳簿を作成・保管してください。
(「帳簿備付け・記載・保存義務違反」は30万円以下の罰金)
- 6 次の事項の変更については、保健所長に届け出てください。(提出部数：1部)
 - (1) 主要な施設、主要な設備の構造又は規模の変更
 - (2) 役員の変更
 - (3) 政令で定める使用人の変更
 - (4) 事務所及び事業場の所在地
 - (5) その他環境省令で定める事項

(注) 変更届出事項による許可証の書き換え交付は特別な場合を除き行いません。
届出の証明が必要な場合は收受証明願いをしてください。

- 7 許可期限満了時における事務について (更新許可申請について)
許可申請書は、許可期限満了日の60日前から許可期限満了日まで所轄する保健所長に1部提出してください。
- 8 更新許可講習会の受講について
環境大臣認定の更新許可講習の受講は更新の都度必要です。許可期限切れ前2年以内に忘れずに受講してください。
更新許可講習受講者は、更新許可申請時に以下に掲げる地位にいる方が受講をしてください。
 - (1) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
 - (2) 申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

(注) 「事業場の代表者」の取り扱いについては、事前に保健所に相談してください。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 4 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。